

大分大学医学部附属病院手術支援ロボットに係る症例見学実施細則

令和6年11月27日

令和6年医学部附属病院細則第1-12号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において実施する手術支援ロボットに係る症例見学に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 手術支援ロボット 外科手術において医師の手術を支援し、当該手術の精度や安全性を向上させるためのロボットシステムとして、病院長が定めるものをいう。
- (2) 症例見学 本院において、手術支援ロボットの販売会社によるトレーニングプログラムに基づき、手術支援ロボットを使用して行う手術の症例見学をいう。

(申請)

第3条 症例見学を希望する者は、別に定める見学申請書及び誓約書により、病院長に申請するものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、本院の業務に支障がないと認めるときは、症例見学を許可することができる。

(見学証明書)

第5条 病院長は、症例見学を終了した者であって、証明書の交付を希望するものに対し、別に定める見学証明書を交付するものとする。

(交付料)

第6条 前条により見学証明書の交付を希望する者は、交付料として見学者1人当たり51,000円（消費税を含む。）を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、病院長が必要と認める場合は、交付料納付の全部又は一部を免除することができる。

2 既納の交付料は、返還しない。ただし、症例見学を許可された者の責に帰すことができない事由により症例を見学することができない場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 症例見学を行う者（以下「見学者」という。）は、別に定める誓約書の記載事項を遵守し、職員の指示に従わなければならない。

(許可の取消し)

第8条 病院長は、見学者が前条の規定に違反したときは、第4条の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第9条 見学者は、本人の故意又は過失により、施設、設備等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 手術支援ロボットに係る症例見学に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、手術支援ロボットに係る症例見学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和6年11月27日から施行する。